改正後

（任命権者への再就職の届出等の様式）

第六条　［略］

［2・3　略］

4　令第二十六条第六項において準用する同条第三項の届出は、前項の届出書によるものとする。

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式）

第八条　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

2　令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出は、別記様式第八による届出書によるものとする。

3　令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出は、別記様式第九による届出書によるものとする。

別記様式第4（第6条第1項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年　月　日

殿

住　所
氏　名
電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏名	
2	生年月日	年　月　日
3	官職	
4	約束前の求職開始日	年　月　日 （□約束前の求職開始日がなかった場合）
5	再就職の約束をした日	年　月　日
6	約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	

所属・官職	在職期間	職務内容
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

7	離職予定日	年　月　日
8	再就職予定日	年　月　日
9	再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
10	再就職先の業務内容	
11	再就職先における地位	
12	求職の承認の有無	□有　□無
13	官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無
14	官民人材交流センター以外の援助 （□官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）	

（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

改正前

（任命権者への再就職の届出の様式）

第六条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式）

第八条　［同上］

2　令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出（法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。）は、第六条第二項の届出書によるものとする。

3　令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出（法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。）は、第六条第三項の届出書によるものとする。

4　令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出（法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。）は、別記様式第八による届出書によるものとする。

5　令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出（法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。）は、別記様式第九による届出書によるものとする。

別記様式第4（第6条第1項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年　月　日

殿

住　所
氏　名
電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏名	
2	生年月日	年　月　日
3	官職	
4	再就職の約束をした日	年　月　日
5	離職予定日	年　月　日
6	再就職予定日	年　月　日
7	再就職先の名称	
8	再就職先の業務内容	
9	再就職先における地位	
10	求職の承認の有無	□有　□無
11	官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無

（記載上の注意）

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。